

京都市狭あい道路等整備事業に関する手引

目次

1 狭あい道路等整備事業について	
1-1 はじめに	1
1-2 事業の概要	1
1-3 狭あい道路とは	3
2 狭あい道路整備申出について	
2-1 狭あい道路整備申出の手続の流れ	4
2-2 狭あい道路整備申出書の記入方法	5
2-3 狭あい道路整備申出書に添付する配置図の作成方法	6
3 狭あい道路整備協議について	
3-1 狭あい道路整備協議の手続の流れ	7
3-2 関係権利者の道路中心線の位置に関する同意について	8
3-3 狭あい道路整備協議書の記入方法	9
3-4 狭あい道路整備協議書に添付する配置図の作成方法	11
4 狭あい道路等整備事業補助金について	
4-1 補助金制度の概要について	12
4-2 補助対象の工事と補助金額	13
4-3 補助金申請の手続の流れ	16
4-4 補助金申請の留意事項等	17
5 ホームページの御案内	18



道路後退杭



道路中心線
(協議型案件のみ)

この部分は、建築主・土地所有者の協力を得て、道路として整備されたものです。

安心・安全なまちづくり◆京都市狭あい道路整備事業

後退整備済プレート
(補助金交付案件のみ)



1 狭あい道路等整備事業について

1-1 はじめに

私たちが安心して安全に暮らしていくうえで、道は重要な役割を担っています。

しかし、道が狭いと、日照・通風等の確保が難しいといった住環境の面だけでなく、災害時や緊急時の避難・救助活動に支障をきたしたり、火災の延焼を助長するなどのおそれがあります。

道が狭いと・・・

- ◆ 住環境の面で
 - ・ 必要な日照や通風が得られにくい
 - ・ 自動車の運転、自転車の通行がしづらい
- ◆ 地震や火災などの緊急時に
 - ・ 救急車や消防車が入りづらい
 - ・ 避難や消防・救助活動がしづらい
 - ・ 火災が起きた時、延焼しやすい

このような課題の解決に向けて、京都市では幅員が4m未満の狭い道を対象として、拡幅整備を促進する「京都市狭あい道路等整備事業」を実施し、安心・安全なまちづくり及び良好な住環境の形成を目指しています。

1-2 事業の概要

(1) 事業の対象

京都市内にある**狭あい道路**、**拡幅予定型位置指定道路**及び**通路**に接する敷地

(2) 事業の概要

敷地が接する道の種類	事業内容	補助金制度
狭あい道路 ⇒ P.3	「狭あい道路整備申出」 道路後退杭の支給 ⇒ P.4 「狭あい道路整備協議」 道路後退杭・道路中心線の支給 ⇒ P.7	後退部分の舗装整備費用等の一部の補助 (※3) ⇒ P.12
拡幅予定型位置指定道路 (※1)	「位置指定道路整備申出」 指定道路境界杭の支給	
通路 (※2)	「通路整備申出」 通路後退杭の支給 「通路道路整備協議」 通路後退杭・通路中心線の支給	

(※1) 京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例第6条の規定に基づき指定された道路のうち、指定幅員が現に確保されていない道路及び指定を受けたすみ切りが現に確保されていない部分を含む道路をいいます。詳細につきましては、「京都市位置指定道路の手引」を御覧ください。

(※2) 建築基準法第42条の規定に基づく道路に該当しない道をいいます。

(※3) 狭あい道路及び拡幅予定型位置指定道路において後退部分の整備を行う場合、京都市が当該整備費用の一部を補助することによって、狭あい道路等の拡幅整備が円滑に進むことを目的とした制度です。受付期間等の詳細については、建築指導課にお問合せください。

(3) 事業のイメージ

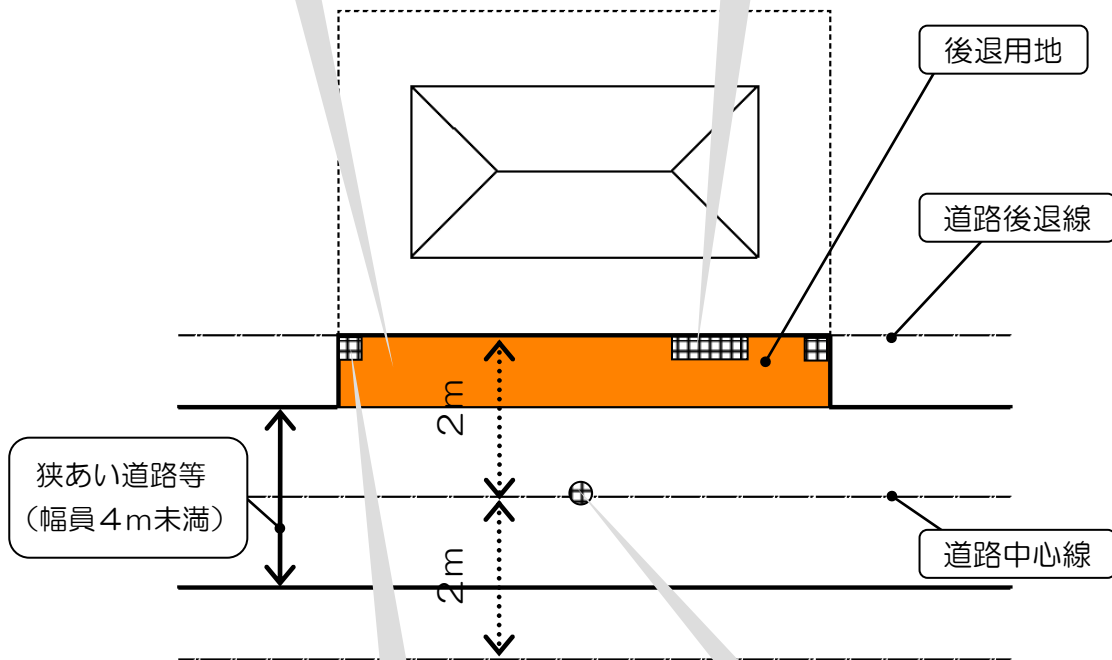
○ 後退用地の舗装費用、樹木等の撤去費用・擁壁の撤去・新設費用などの一部について、**補助金を交付**します。

○ 補助金の交付を受けた場合は、**後退用地内に後退整備済プレート**を設置していただきます。

後退整備済プレート

この部分は、建築主・土地所有者の協力を得て、道路として整備されたものです。

安心・安全なまちづくり◆京都市狭あい道路整備事業



○ 道路後退線に、**道路後退杭**を設置していただきます。

道路後退杭



○ 道路中心線に、**道路中心釘**を設置していただきます。
(協議型のみ)

道路中心釘



1-3 狭あい道路とは

狭あい道路 → 建築基準法第42条第2項の規定により、**市長が指定した道路(2項道路)**のことをいいます。

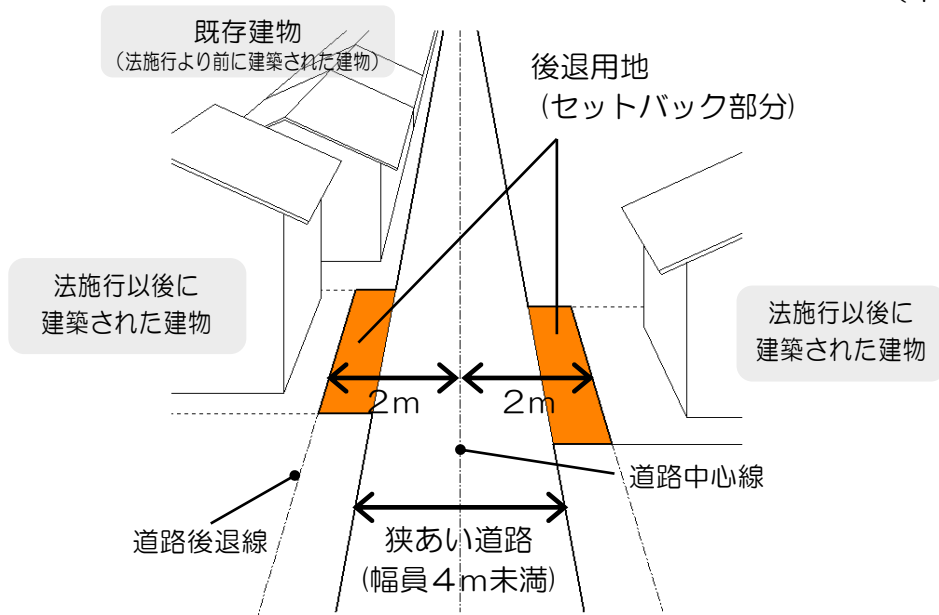
道が、2項道路の指定を受けているかどうかは、京都市役所建築指導部建築指導課で御確認ください。
 なお、原則として、電話でのお問合せは受け付けておりません。

狭あい道路に接する敷地で建築物を建てる場合は、将来的に4mの幅員を確保できるように、**道路の中心線から2m後退した線を道路境界線とみなし、敷地後退(セットバック)※**することが法律で義務付けられています。

また、後退した部分には塀などの工作物を築造できません。

(※) 道路の反対側の道路中心線から2m未満の範囲に、「がけ地、川、線路敷地等」がある場合は、道路の反対側の境界線から、**一方に4mの後退(セットバック)**となります。

(イメージ図)



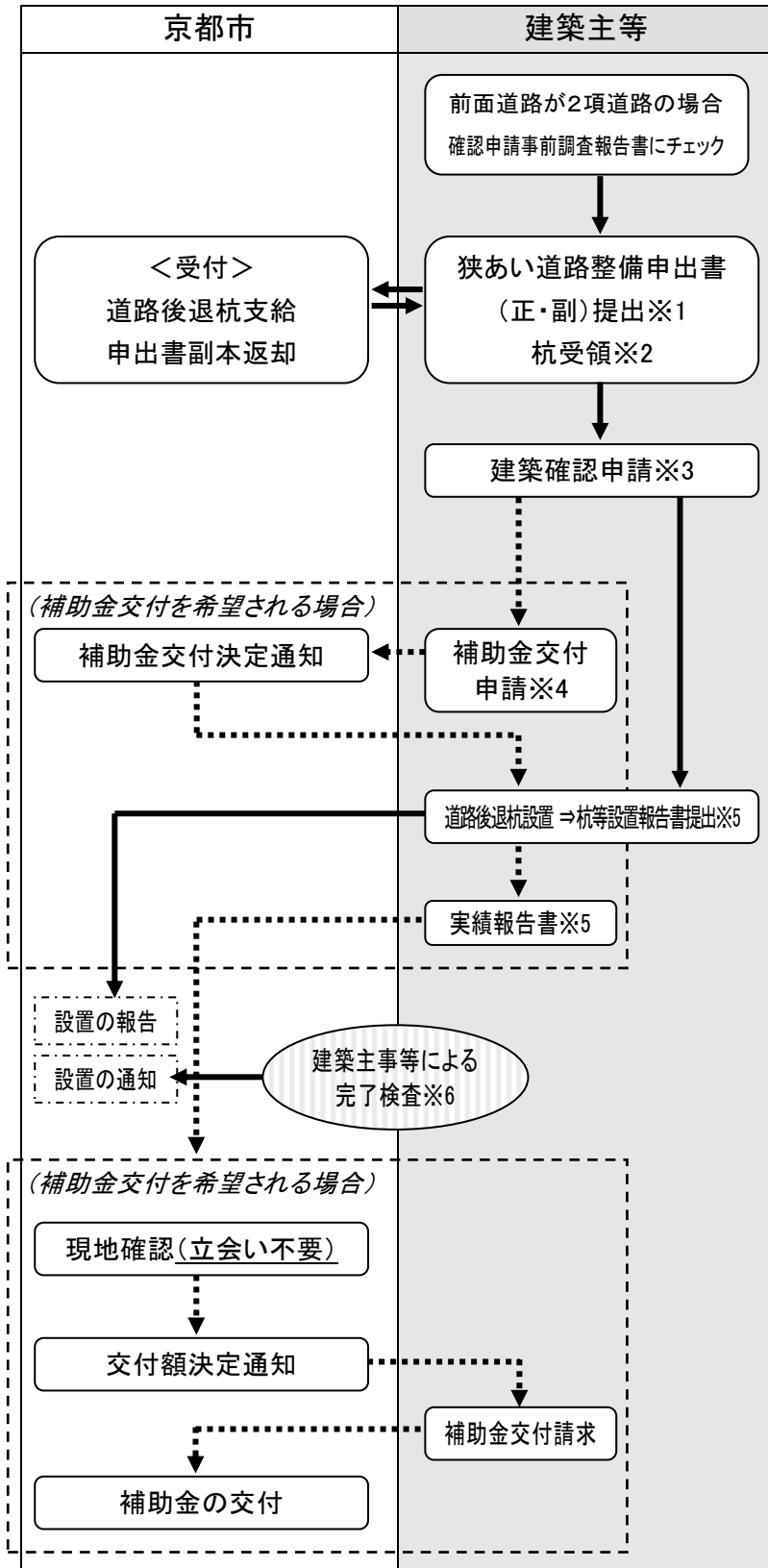
◆ 「市長が指定した道路(2項道路)」とは

基準時(下表参照)に現に建築物が立ち並んでいる幅員1.8メートル以上4メートル未満の道(ただし袋路は除く。)を指します。

期日	区域
昭和25年11月23日	都市計画区域のうち、旧大枝村、旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域を除く京都市の区域(旧淀町、旧久我村、旧羽束師村及び旧久世村の区域を含む。)
昭和25年12月1日	旧大枝村の区域
昭和32年5月7日	旧京北町大字広河原及び旧大原野村の区域

2 狭あい道路整備申出について

2-1 狭あい道路整備申出の手続の流れ



※1 申出書提出時に確認申請事前調査報告書を提示してください。受付印を申出書正本・副本と確認申請事前調査報告書に押印します。

※2 杭をお受け取りの際に押印(認印可)をしていただきますので、印鑑を御持参ください。

※3 申出書提出は、確認申請の受付時のチェック事項となります。確認申請提出時に、受付印のある申出書副本と確認申請事前調査報告書を提示してください。

※4 補助金の交付申請は、補助対象となる整備工事着工の前に行ってください。(目安：整備工事に着工する30日前まで)

※5 実績報告・杭等設置報告書は対象工事完了後速やかに、提出してください。

※6 建築基準法第7条又は同法第7条の2に規定される完了検査時に杭の設置確認をします。

2-2 狭あい道路整備申出書の記入方法

- 認定路線かどうか及び道路区域明示については道路明示課で確認してください。
- 道路側溝等の有無は現地で確認してください。
- 確認検査機関は建築確認の申請予定先を記載してください。

- 正・副2部を提出。副本は申請者の控えとなり、受付後に返却します。

第1号様式（第7条第1項関係）



狭あい道路整備申出書

平成 年 月 日

(申出先)
京都市長

京都市狭あい道路等整備事業実施要綱第7条第1項の規定に基づき、狭あい道路の後退線の位置について、次のとおり申し出ます。後退線の位置については十分に調査しましたので、別添配置図のとおりで間違いありません。

整備する後退用地の地名地番	京都市 区		
申請者（建築主等）	住所		
	氏名	印	電話
代理人（設計者等）	住所		
	氏名	印	電話
道路の種類	<input type="checkbox"/> 認定路線（公道）	<input type="checkbox"/> 私道	<input type="checkbox"/> その他（ ）
道路の現況	<input type="checkbox"/> 両側側溝等あり	<input type="checkbox"/> 片側側溝等あり	<input type="checkbox"/> 側溝なし
確認検査機関	<input type="checkbox"/> 京都市 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関（ ）		
補助金交付の希望	<input type="checkbox"/> 有（※ 有の場合は補助金申請が必要となります。） <input type="checkbox"/> 無		

添付書類	①付近見取図	都市計画基本図等（縮尺2500分の1程度）に、敷地の位置を明示
	②配置図（縮尺100分の1程度）	以下の項目について正確に記載 (1) 対象道路の形状及び現況幅員（敷地が接する区間全長について幅員を測り、幅員が変化している場合や折れ点等がある場合は正確に記入） (2) 後退用地の範囲及び整備方法（現況で後退用地内に撤去予定の工作物等がある場合はその旨を記入） (3) 道路後退線の位置、明示方法及び道路後退杭の設置予定位置 (4) 道路中心線の位置

（以下は申出書提出後記入）

受付印	杭支給済印	道路後退杭		杭の設置報告
		平成 年 月 日	平成 年 月 日	
意見記入欄	経過記入欄	後退杭 個	設置確認済み通知	
		受領しました。	受領印	平成 年 月
		確認済証番号		
		受付番号		

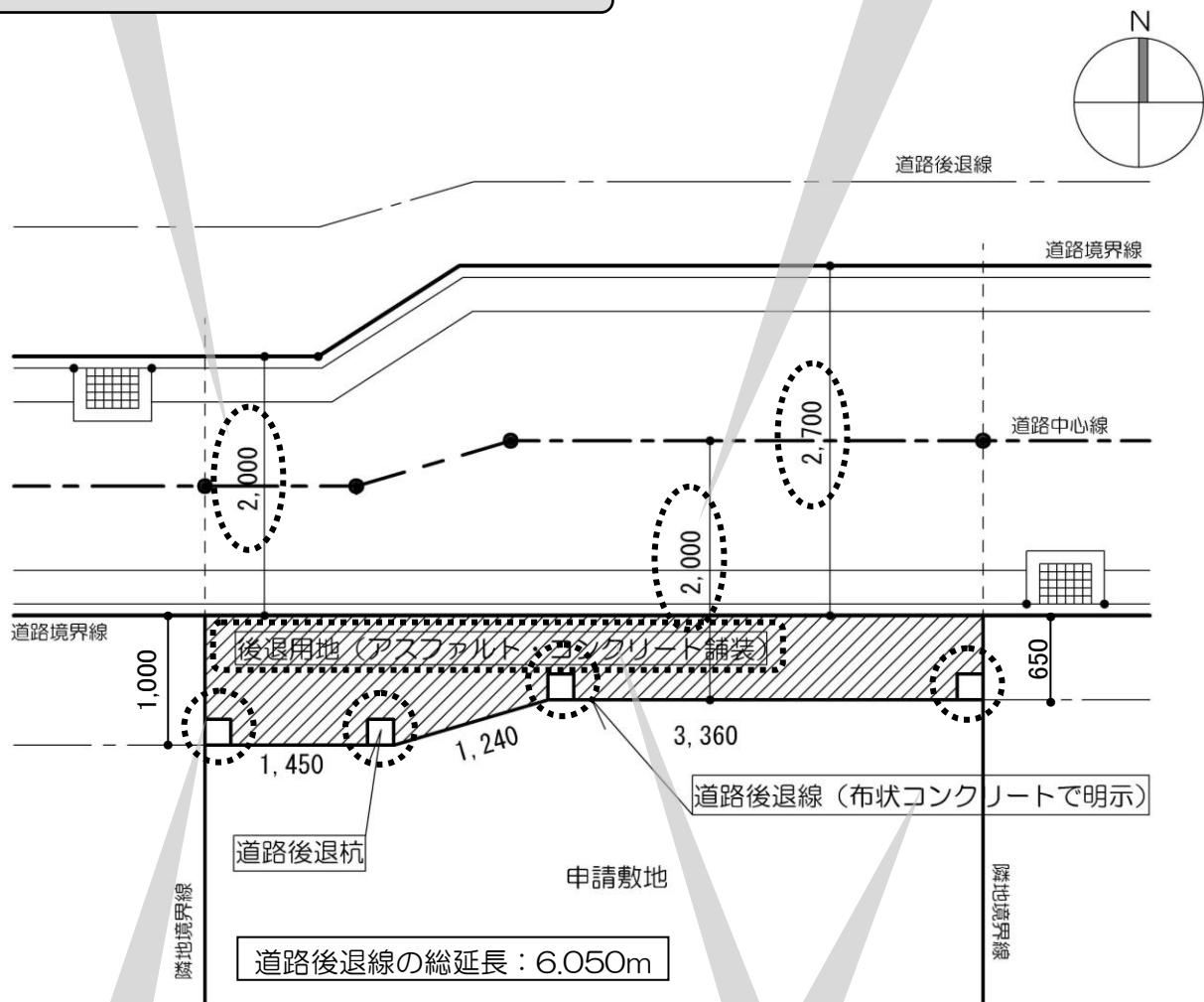
- 申出書提出時に京都市が受付印を正本・副本及び確認申請事前調査報告書に押印。受付印が押された副本・報告書を確認申請時に提示してください。

- 杭支給済印を正本・副本に押印します。
- 道路後退杭の受領時に正本・副本に受領印を押印していただきます。

2-3 狭あい道路整備申出書に添付する配置図の作成方法

○ 前面道路の幅員は2箇所以上記載。
道路形状は正確に作図してください。折れ点や幅員が変わっている場合はその状況が分かるように作図してください。

○ 中心2メートル後退か、一方4メートル後退かが分かるように明記してください。



○ 道路後退杭の設置位置を明記。
原則として道路後退線と敷地境界線の交点（両側2箇所）及び道路後退線の折れ点付近に設置してください。

○ 後退用地の舗装仕様及び道路後退線の明示方法を記入してください。

※ この制度は、本市が道路後退線の位置を審査するものではありません。申出書を提出する前に、現地調査に加え、関係する土地の確認処分の履歴や関係権利者との協議など、道路後退線の位置の調査を十分に行ってください。

※ 道路中心線の位置についても明示を希望される場合は、「狭あい道路整備協議」制度を御利用ください。